

## 連帯債務 宅建 H01-10-4 <<#780>>

【問】 正誤をつけよ。

A及びBは、Cと売買契約を締結し、連帯してその代金を支払う債務を負担している。Cが死亡し、Aがその相続人としてその代金債権を承継しても、Bの代金支払債務は、消滅しない。

【答え】 誤り

### <<ポイント1>> 連帯債務者の一人との間の混同【★基礎必須】

連帯債務者の一人と債権者との間に**混同**があったときは、その連帯債務者は、**弁済**をしたものとみなす。（民法 440 条）

### <<ポイント2>> 相対的効力の原則【★基礎必須】

第 438 条(**更改**)、第 439 条第 1 項(**相殺**)及び前条(**混同**)に規定する場合を除き、**連帯債務者の一人**について生じた事由は、**他の連帯債務者**に対してその効力を生じない。（民法 441 条）

⇒ 原則は、**相対的効力**

例外的に、**弁済、更改、相殺、混同**は、**絶対的効力**